

倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース 第4号

2018年7月12日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111

権利変換手続き開始の登記が完了しました

※今後、権利処分の際には組合承認が必要です！

再開発ニュース第3号でもお知らせしましたが、この度、6月8日付けで「権利変換手続き開始」の登記が完了しましたのでお知らせします。再度のご案内になりますが、この登記は、施行地区内の土地や建物が権利変換の対象となっていることを第三者に知らせることを目的としています。この登記がされた土地や建物の権利を処分するには、権利変換計画の作成に影響があるため、事前に施行者である再開発組合の承認を得なければなりません。

権利の処分とは、譲渡（売却）だけでなく、質権、抵当権、賃借権の設定なども含まれ、特に新たに賃貸借契約を締結する場合も、施行者である再開発組合に届け出て、承認を受けていただく必要がありますのでご注意ください。承認を得ないで処分した権利は、処分関係当事者には有効であっても、施行者には対抗できません。権利を処分する際には、所定の書類をお渡ししますので、事前に組合事務局までご連絡をお願いします。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		余白	
2	都市再開発法による権利変換手続き開始	平成30年6月8日 第17131号	施行者 倉敷市阿知三丁目9番32号 倉敷市阿知三丁目東地区市街地再開発組合

注目!



登記簿記載内容（※土地・建物のいずれにも登記されています）

倉敷市の相談窓口もご活用ください

これまで、事業に関するお問い合わせや相談は、組合事務局までご連絡いただくこととしておりましたが、倉敷市にも相談窓口が設けられておりますので、組合事務局と併せてぜひご活用ください。

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
建設局まちづくり部倉敷市市街地開発課 TEL：086-426-3505